

平成23年2月度第2回街づくり委員会（通算第99回）議事録

日時：‘11-2-17（木）19：30～21：30

場所：平野市民センター会議室

出席者：雨宮、橋本、竹吉、奥村、寺井、上原、杉中、杉本、堀井、戸所、乾、
竹内議員、大津市）芹澤、高田、村田 以上15名

議事内容：

1. 今日の一言（寺井委員）

駅前花壇は2回の作業で見事に整地出来た。わが街つくる会のパワーの
凄さを感じた。H23年度も活動方針に基づき頑張っていきたい。

2. 大津市からの報告

①膳所駅橋上化事業について

1月に報告した通り、本事業計画については、3月開催予定の都市計画
審議会に向けて鋭意準備を進めているところである。

（注）竹内議員より、H23年度、第2南北連絡橋等の設計調査費用と
して約1.5億円の予算が計上されるとの報告があった。

②大津市バリアフリー基本構想について

資料を基に基本構想案の説明があった。現在本構想案に対してのパブ
リックコメントを受付中（2月末期限）であり、本結果を待つ最終基
本構想を策定すること。

資料記載の「大津市バリアフリー基本構想」の進め方は以下の通り。

基本理念：「誰もが安全・安心に手を取り合って暮らせるまち大津」

基本方針：

- 1) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくり
- 2) 関連事業者の責任と連携による一体的移動ネットワークの構築
- 3) 利用者の意見を反映したバリアフリー整備の推進
- 4) 市民と関連事業者、行政による心のバリアフリー推進
- 5) バリアフリーに関する情報提供の推進

⇒本方針の下に以下の重点整備地区の設定

・JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区

・JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

⇒個別事業によるバリアフリー化、新たな重点整備地区の設定

⇒継続的・永続的取り組みとして「大津市全体のバリアフリー化」

以下バリアフリーに関しての主な質疑応答の内容は以下の通り。

Q：バリアフリーの定義は？

A：障害者が社会生活をして行く上でのハード、ソフト面の障壁除去。

Q：バリアフリー法とは？

A：バリアフリー法の歴史はH6年のハートビル法の制定から始まる。H12年には駅周辺の歩行空間のバリアフリー化を目的とした「交通バリアフリー法」が制定され、H14年に「大津市交通バリアフリー法」が制定された。H18にソフト面も加わった現在の「交通バリアフリー新法」が制定された。但し、いずれの法律も努力義務である。H22年度までに5千人・日以上乗降客がある旅客施設はバリアフリーとする国の目標はあるが拘束力はない。

Q：膳所駅のバリアフリー構想は？

A：現在膳所駅は2.5万人以上・日乗降客があり、バリアフリー化すべき対象である。しかし、従来から説明している通り、現状でのバリアフリー化工事は問題が多く、橋上化と一体的に進めることになる。

Q：橋上駅化する場合、線路等の変更はあるのか？

A：現状のままである。

Q：京阪電車のホームの整備計画は？

A：ホームを踏み切寄りにずらして直線化する工事を検討している。

Q：膳所駅を利用する障害者の人数は把握出来ているのか？

A：JRに確認してみる。

Q：まち歩き点検は継続するのか？

A：昨年の点検で課題は整理出来ており、同様の点検は実施しない。

Q：バリアフリー基本構想の実現時期は？

A：H32年完成が目標である。H27年頃に中間フォローを行う。

Q：他の学区でのバリアフリー化状況は？

A：大津駅は60%以上完成、和辻駅、小野駅は完了している。

3. 駅前円形花壇の整備について

竹吉プロジェクトリーダーより、「2月5日（土）、12日（土）に有志メンバーによる整地作業が終了した。今後、整備計画の作成作業に入る。」との報告があった。

4. その他

橋本委員より「ZeZeときめき坂 Halloween2011」実施に向けての第1回実行委員会の概要報告があった。

5. 次回委員会の開催について

3月3日（木）19：30～、於）平野市民センター会議室。 以上